

就労を目指すひとり親の方を支援します

自立支援教育訓練給付金

20歳未満の子を扶養している母（父）子家庭の母（父）が、適職に就くために必要な能力開発のための教育訓練講座を受講する場合に、その受講費の一部を給付します。

申請には事前相談が必要です。受講申し込みの前に必ずご相談ください。

○ 対象となる方

次のすべての要件を満たす呉市に居住する母（父）子家庭の母（父）

- ① 児童扶養手当を受給している、もしくは同等の所得水準にある
- ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して、適職に就くために必要な講座と認められること
- ③ 過去にこの給付金を受給していないこと

○ 対象となる講座

雇用保険制度の一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練給付金の指定講座

※ 指定講座は、ハローワークで閲覧できるほか、厚生労働省のホームページでもご覧になれます。

○ 支給額

- ① 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない方が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講される場合
⇒ 対象講座の受講料の60%相当額（上限20万円）
- ② 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない方が専門実践教育訓練を受講される場合
⇒ 対象講座の受講料の60%相当額【修学年数に20万円を乗じた額（上限80万円）】
- ③ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方
⇒ ①②に定める額から、雇用保険制度から支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額
※ 雇用保険制度の教育訓練給付金とあわせて①②と同額が支給されますが、雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」が必要になります。

※ ただし、支給算定額が12,000円を超えない場合は支給されません。

※ パソコン等の機材や、交通費、分割払い手数料などは対象になりません。

（お問い合わせ） 呉市子育て支援課

呉市中央4丁目1番6号（市役所2階）

電話 0823-25-3173

手続きについて

事前相談

受講を申し込まれる前に、必ずご相談ください。

講座指定申請

受講講座指定申請書を提出

〈必要なもの〉

- ・開講日，受講内容，入学金，受講料がわかる資料（パンフレット等）
- ・個人番号カードまたは個人番号通知カード
- ・確認書類（児童扶養手当証書・運転免許証等）
- ・印鑑
- ・教育訓練給付金支給要件回答書

※ その他の必要書類をお願いする場合があります。

講座申込

「受講講座指定通知書」が届いたら，訓練機関に受講の申し込みをします。

講座受講

支給申請

受講終了後30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方は，当該給付金の支給額が確定した日から30日以内）に支給申請書を提出

〈必要なもの〉

- ・受講講座指定通知書
- ・訓練機関の発行した教育訓練修了証明書
- ・教育訓練経費（入学金，受講料）の領収書
- ・個人番号カードまたは個人番号通知カード
- ・確認書類（児童扶養手当証書・運転免許証等）
- ・本人名義通帳 ・印鑑
- ・教育訓練給付金 支給・不支給決定通知書

（雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方）

支給決定

支 給